

# 市・県民税の申告

問合せ 課税課 ☎9113

市県民税の申告は市役所、各支所へ  
市県民税の申告書は、期限内に早めに提出しましょう。

## 市県民税の申告が必要な人

区分	条件
市県民税の申告が必要な人	平成28年1月1日現在、廿日市市に住んでいた人で、平成27年中（平成27年1月～12月）に所得のあった人 ※「所得」とは、総収入から必要経費を引いた残りです
市県民税の申告が不要な人	・税務署に所得税の確定申告書を提出した人 ・所得が給与または公的年金などのみで、勤務先や公的年金などの支払者から支払報告書（源泉徴収票）が市へ提出されている人（生命保険料控除や医療費控除などを追加する場合は申告が必要です）

## 市県民税の申告相談日程

ところ	とき	時間
市役所1階 申告相談会場	2月1日(月)～3月15日(火) (期間中のうち土・日・祝を除く)	8時30分～17時
佐伯支所2階 申告相談会場	2月16日(火)～3月15日(火) (期間中のうち水・土・日を除く)	
大野支所3階 申告相談会場	2月16日(火)～3月15日(火) (期間中のうち木・土・日を除く)	
吉和支所1階 申告相談会場	2月17日(水)、2月24日(水) 3月2日(水)、3月9日(水)	9時～16時
宮島支所1階 申告相談会場	2月18日(木)、2月25日(木) 3月3日(木)、3月10日(木)	

※今年から佐伯支所は水曜、大野支所は木曜の申告受け付けは実施しません

## 申告に必要なもの

- 所得金額を証明する書類（源泉徴収票、収支内訳書など）
  - 社会保険料の領収書、生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・長期損害保険料の支払証明書など
  - 医療費控除を受ける人は、医療費などの領収書（必ず病院ごと、個人ごとにまとめて、集計しておいてください）
  - 印鑑（ゴム製不可）
- ※①～③は平成27年中（平成27年1月～12月）のものに限る

※所有者以外の人が手続きをする場合は委任状が必要になります。人から譲られたバイクを登録するときには、譲渡証明が必要です

原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車の廃車や変更手続きは市役所2階課税課および各支所です。印鑑、ナンバープレート  
※軽自動車は、毎年4月1日現在で原動機付自転車や小型特殊自動車の廃車や変更手続きは市役所2階課税課および各支所です。印鑑、ナンバープレート  
軽自動車は、主たる定置場のある市町村で課税されます。進学や就職、転勤などで軽自動車の置き場所を変える場合は、必ず住所変更の手続きをしてください。

軽自動車は、毎年4月1日現在で原動機付自転車や小型特殊自動車の廃車や変更手続きは市役所2階課税課および各支所です。印鑑、ナンバープレート

- そのほかの軽自動車の手続きは次へ
- 【軽自動車二輪（250cc以下）】 広島県軽自動車協会広島支所 ☎082（532）5507
  - 【二輪の小型自動車（250cc超）】 中国運輸局広島運輸支局 ☎050（5540）2068
  - 【軽四輪自動車（三輪含む660cc以下）】 軽自動車検査協会広島主管事務所 ☎050（3816）3080



# 所得税

および復興特別所得税の申告

問合せ 廿日市税務署（音声ガイダンス） ☎1217

申告会場の案内  
(どちらの会場でも申告相談を受け付けています)

期間 2月16日(火)～3月15日(火)  
※来場は公共交通機関を利用してください  
※土・日曜日は税務署の閉庁日です。申告の相談と窓口での申告書の受け付けは行っていません。申告書は、郵送または税務署の時間外収受箱への投函で提出することができます

■廿日市税務署（新宮1-15-40）  
相談時間 9時～17時（受け付けは16時まで）  
※2月15日(月)以前は、相談を受けるまで時間がかかる可能性があります。申告相談で税務署に来署する人は、可能な限り上記の期間内に来場するか、郵便などで提出してください

■「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階（広島市中区基町6-78）  
相談時間 9時～17時（受け付けは16時まで）  
※2月15日(月)以前は申告会場を設けていません

申告書の作成は、  
便利な「確定申告書等作成コーナー」で

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力することで、確定申告書などを作成することができます。ぜひ利用してください。また、印刷して税務署へ郵送などで提出することもできます。

■「給与・公的年金専用」の申告書作成画面を新設  
初めての人でも操作しやすい画面となっていますので、ぜひ利用してください。

## マイナンバー制度に関して

平成27年分の確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載は不要です。確定申告書へのマイナンバー（個人番号）の記載は、平成28年分の確定申告書から必要となるので注意してください。  
なお、平成28年1月以降に申請書・届出書（更正の請求など）を提出する際には、申請書・届出書にマイナンバー（個人番号）を記載するとともに、申請する本人の本人確認書類（番号確認および身元確認が可能な書類）の提示または写しを添付する必要があります。

## 復興特別所得税の記載漏れに注意

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。  
確定申告書を作成するときは、「復興特別所得税額」欄に記載漏れの無いよう注意してください。  
※還付申告の人も含め、申告する全ての人に関して「復興特別所得税額」欄の記載が必要です

## 公的年金などを受給している人へ 一年金所得者の申告不要制度

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告（提出・納税）が不要です。

- 公的年金などの収入金額の合計額が、400万円以下
  - 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下
- ただし、上記①と②の両方に該当する場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受ける人は、確定申告書の提出が必要です。  
※所得税および復興特別所得税の確定申告が不要でも、市県民税の申告が必要になる場合があります。詳しくは、市課税課 ☎9113に問い合わせてください

## 納付期限と振替納税の利用

納付には便利な振替納税を利用してください。振替納税を申し込む場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務署へ法定納期限までに提出してください。

- 平成27年分申告所得税および復興特別所得税の法定納期限  
3月15日(火)【口座振替の場合：振替日4月20日(水)】
- 平成27年分消費税および地方消費税（個人事業者）の法定納期限  
3月31日(木)【口座振替の場合：振替日4月25日(月)】

確定申告はお早めに！